

東久留米市勤労市民共済会インフルエンザ予防接種補助規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）の会員を対象に、健康維持の増進を図るためインフルエンザ予防接種に対する補助を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、会員が行うインフルエンザ予防接種の自己負担分とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、64歳以下の会員とする

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、年度1回とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1000円とし、自己負担額がそれ以下の場合は、その額とする。
その際、100円未満の額は切り捨てとする

(補助金の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、東久留米市勤労市民共済会利用補助金申請書（補助金様式第1号）に必要事項を記入し、医療機関発行の氏名及び金額、予防接種日等の記載のある領収書を添付し申請するものとする。

2 補助金の申請は、入会翌月以降の予防接種からとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金の支払いは、申請書確認後速やかに支払うものとする。

(請求の時効)

第8条 補助金の請求は予防接種日の1年以内とし、その後は失効する。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、同日から適用する。